

## 敦賀市水洗便所改造資金融資あっせん要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内（公共下水道の供用開始に係る公示がなされていない区域において、公共下水道施設の使用の許可を受けた場合を含む。）において、法第11条の3第1項及び敦賀市下水道条例（昭和57年敦賀市条例第11号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による期限内に公共下水道に接続しようとする者に対して、法第11条の3第5項に基づき、市が水洗便所の改造に必要な資金（以下「改造資金」という。）の融資のあっせん及び当該資金に係る利子補給を行うことにより水洗便所の普及及び排水設備の整備の促進を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (資金の使途)

第2条 この要綱による融資資金の使途は、くみ取便所を水洗便所に改造し、又は浄化槽を廃止し、公共下水道に接続するため必要な排水設備及び給水設備の工事（以下「改造工事」という。）に要するものに限る。

### (対象者)

第3条 融資のあっせんを受けることができる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 家屋の所有者又は家屋の所有者から改造工事についての承諾を得た居住者
- (3) 法第9条第1項の規定による公共下水道の供用を開始する日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造し、又は6月以内に浄化槽を廃止し、条例第2条第5号に規定する排水設備を公共下水道に接続すると見込まれる者
- (4) 市税、下水道事業受益者負担金・分担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (5) 償還能力を有すること。
- (6) 弁済資力を有する連帯保証人を1人以上有すること。

### (取扱金融機関)

第4条 融資は、下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）と契約を締結した金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が行う。

- 2 管理者は第1条の目的を達成するため、毎年度予算で定める範囲内で貸付資金を取扱金融機関に預託するものとする。
- 3 取扱金融機関は、管理者が預託する金額の2倍に相当する金額を協調融資するものとする。

### (融資条件)

第5条 融資条件は、別表第1のとおりとする。

(融資あっせんの申請)

第6条 融資のあっせんを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水洗便所改造資金融資あっせん申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の属する世帯全員の住民票
- (2) 申請者本人の市税、下水道事業受益者負担金・分担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを証する書類並びに所得証明書又は源泉徴収票
- (3) 条例第25条第1項に規定する指定工事店の工事見積書又はその写し
- (4) 家屋の所有者以外の者は、所有者の承諾書
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(融資あっせんの決定及び通知)

第7条 管理者は、前条の規定による申請書の提出があったときは、取扱金融機関と協議の上、その可否を決定するものとし、融資のあっせんを行うことを決定したときは、水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(融資の時期及び手続き)

第8条 前条の融資あっせん決定通知書の交付を受けた者は、当該通知を受けとった日から起算して45日以内に改造工事を完成させることとし、条例第7条第2項の規定による改造工事の検査に合格した後、次の各号に掲げる書類を添え取扱金融機関の定める手続きにより融資の申請を行うものとする。

- (1) 水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書
- (2) 敦賀市下水道条例施行規程(平成30年敦賀市水管規程第11号)第6条第1項に規定する排水設備等工事完了届出書の写し
- (3) その他取扱金融機関が必要と認める書類

2 前項に定める期間内に工事が完成しないことについて、管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(融資状況の報告)

第9条 取扱金融機関は、融資を実行したときは、速やかに水洗便所改造資金融資状況報告書(様式第3号)及び償還予定表を管理者に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、融資のあっせんに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1（第5条関係）

融資条件 区分	敦賀市水洗便所改造費補助金の 交付を受ける者	左記に掲げる者以外の者
融 資 額	改造工事1件につき142万円 以内とする。ただし、工事に要 した費用が融資限度額に満たな いときは、当該工事に要した金 額以内とし、千円未満の端数を 生じたときは切り捨てる。	改造工事1件につき150万円 以内とする。ただし、工事に要 した費用が融資限度額に満たな いときは、当該工事に要した金 額以内とし、千円未満の端数を 生じたときは切り捨てる。
利 率	敦賀市水洗便所改造資金利子補給取扱要綱第2条に規定する利率 とする。	
利子補給	元金92万円までは、融資の償 還に係る利子を補給する。ただ し、これを超えるときは、当該 超過分の利子は融資を受ける者 が負担するものとする。	元金100万円までは、融資の 償還に係る利子を補給する。た だし、これを超えるときは、当 該超過分の利子は融資を受ける 者が負担するものとする。
償還期限	60月以内とする。ただし、期限前において繰上償還をすることが できる。	
償還方法	融資を受けた日の属する月の翌月から毎月元利均等分割払いの方 法による。	

附 則

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、  
なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、  
なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、  
なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年12月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱により融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。